

大阪市立保育所の民間委託先法人公募の概要について (令和3年6月公表)

1 民間委託予定の保育所（令和5年4月実施予定）

民間委託とは、大阪市立保育所のまま保育所運営業務を民間法人へ委託する手法をいいます。

区	保育所名	所在地	建設年	現在の運営形態
平野区	かみだいち 加美第1保育所	平野区加美正覚寺 2-12-26	昭和50年	公設置公営
西成区	てんがちゃや 天下茶屋保育所	西成区天下茶屋東 2-1-12	昭和51年	公設置公営
西成区	きたつもり 北津守保育所	西成区北津守 3-5-32	平成9年	公設置公営

※ 公設置公営保育所…大阪市が直接運営している保育所

2 応募可能な法人

認可保育所等(※)を令和3年4月1日時点で3年以上運営している法人(ただし、大阪市内の対象施設については2年以上でも可)

※ 保育所型認定こども園及び認可保育所から移行した幼保連携型認定こども園を含みます。

※ 社会福祉法人以外の法人については、諸条件があります。

3 委託先法人の選定について

学識経験者等により構成される「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において保育の質を重視した選考を行います。

(1) 第1次審査（9月上旬～下旬）

書類審査・面接の採点結果の合計点が総合点の6割以上の法人について、第2次審査に進む法人を上位から最大2法人選定します。

(2) 第2次審査（11月中旬～12月上旬）

第1次審査を通過した法人を審査(実地調査・書類審査・面接)し、第2次審査の採点結果の合計点が総合点の6割以上となった法人の中から、委託先法人として最も適格な法人を保育所ごとに選定します。

5 民間委託にかかる主な諸条件

(1) 職員配置

- ・特定教育・保育施設等における勤務年数が10年以上で、施設長または施設長に準じた経験のある専任の正規職員を施設長として1名配置すること。
- ・保育所（幼保連携型・保育所型認定こども園含む）における保育士としての勤務年数が5年以上で、リーダーまたはリーダーに準じた経験のある正規の保育士を主任保育士として選任すること。
- ・保育士の職員配置基準を遵守し、常勤保育士の勤務年数が8年以上のものを全体の1割以上、4年以上のものを全体の4割以上、1年未満の者は全体の2割以下とするよう努めること。

(2) 引継ぎ・共同保育

- ・令和4年4月から1年間の引継ぎ（施設長予定者、保育士予定者）を行います。また、令和5年1月からの3カ月間は、委託後に勤務する予定の保育士・調理員とともに共同保育を行います。

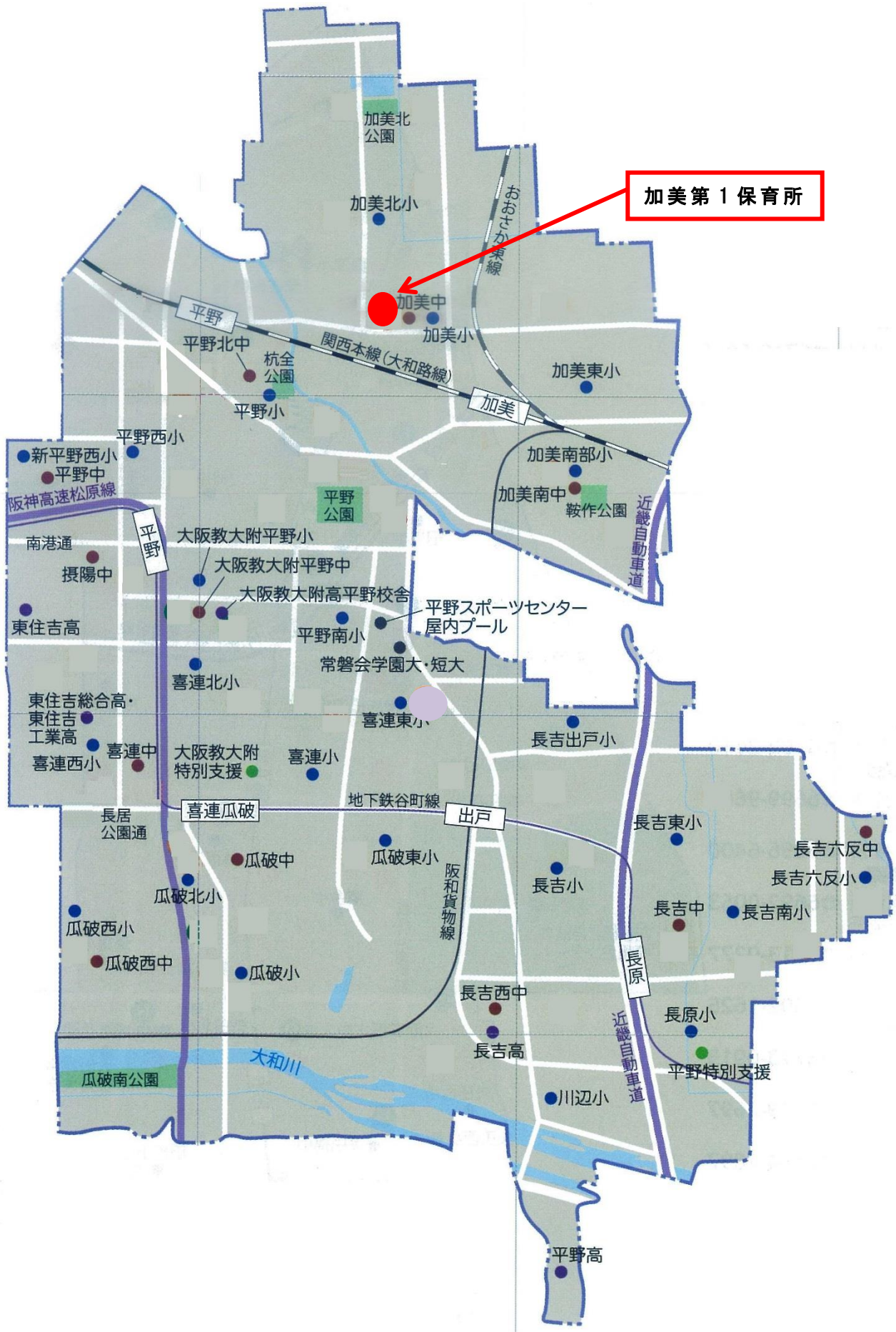
(3) 委託後の取組みへの協力等

- ・本市保育士等による訪問への協力
- ・保護者アンケート実施への協力
- ・福祉サービス第三者評価の受審及び結果公表
- ・本市が行う委託後の検証への協力

6 主なスケジュール

内 容	日 程
法人募集要項の公表	令和3年6月18日（金）
募集についての法人説明会 【予約制】	令和3年7月9日（金）、7月16日（金）
委託予定保育所見学会 【予約制】	令和3年7月10日（土）、7月17日（土）
送付による申込書類の締切 【予約制】	令和3年8月3日（火）必着
持参による申込書類の受付期間 【予約制】	令和3年8月4日（水）、5日（木）、6日（金）
第1次審査期間	令和3年9月上旬～下旬
第1次審査結果通知	令和3年10月上旬
第2次審査期間	令和3年11月中旬～12月上旬
委託先法人選定結果通知	令和3年12月中旬
引継ぎ・共同保育	令和4年4月1日～令和5年3月31日
民間委託実施日	令和5年4月1日

加美第1保育所の位置図（平野区）



天下茶屋保育所・北津守保育所の位置図（西成区）

